

6 医療費について

相談内容	<p>夜間に胃痛があり，A病院を受診。尿路感染症との診断で治療を受けた。A病院の診断に納得がいかず，翌日B病院を受診したところ感冒性胃腸炎と言われた。A病院の診断は誤診ではないかと思うが，A病院での支払いはしないといけないのか。</p>
センターからの助言	<p>診療契約の基本的な考え方を説明し，医療行為を受ければ支払い義務が発生することを伝えた。</p> <p>※ 患者と医師又は医療機関との間には，診療と報酬支払いを要素とする医療契約が成立しており，医療行為を受ければ支払いの義務が発生します。</p>
より良い医療のための提案	<p>【県民・患者に向けて】</p> <p>診療契約は，病気等の診察・治療であって，治癒するところまでは含まれていないため，病気が良くならないからといって支払い義務が免除されるものではありません。</p> <p>治療に納得がいけない場合は，医療費の返還請求や損害賠償請求を行うことになります。</p> <p>※ 医療費の請求は診療報酬の基準に基づいて算定されています。詳しくは，医療機関の相談窓口や会計窓口で請求の内容を確認されることをお勧めします。</p> <p>なお，医療機関から開示してもらえない場合は，保険者（御自分が加入されている医療保険機関）へ病院側が出した診療報酬明細書（レセプト）の開示請求を行うこともできます。</p>
参考	<p>診療契約について</p> <p>診療契約は，患者が診察の申し込みをして，医師が診療を開始した時に成立する「双務契約」であるため，医師と患者が互いに権利を有し，義務を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の義務・・・患者のために最善の治療を行うこと。 ・患者の義務・・・医師の治療行為に対して医療費の支払いを行うこと。